

「カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準」の 運用について

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課
市場メカニズム室

カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準（以下、「認証基準」という。）を郵便事業株式会社のカーボン・オフセットはがきに適用するに際し、法令上の制限から認証基準をそのまま適用できない部分が明かとなっているところ、当面の特例的な措置として、以下の通り運用することとしたい。

1.（認証基準 17 ページ） クレジットの調達に係る契約

- 認証基準では、「カーボン・オフセットの取組として認証するに当たっては、『オフセットに用いるクレジットの調達等が確実に実施されること』が認証の判断基準となる」とされ、「申請者が・・・クレジットの調達にかかる契約を締結していること」が基準とされている。
- しかしながら、カーボン・オフセットはがきについては、お年玉付郵便葉書等に関する法律（以下、「法」という。）第 7 条第 3 項の規定により、郵便事業株式会社がはがき購入者の寄附金をとりまとめた後に配分団体の決定をすることとされており、オフセット認証申請前に契約を締結することは不可能である。
- この場合、契約の確認以外の方法で「オフセットに用いるクレジットの調達等が確実に実施されること」を確認する必要があるが、カーボン・オフセットはがきについては、法施行令第 1 条の規定により、寄附金の配分を受ける団体を公募することとされており、郵便事業株式会社が定めた配分申請要領において、申請団体は寄附金額の全てを CER 又は J-VER の取得・償却のために活用することが定められている。
- これら法令等における規定により、クレジットの調達等が行われていることについては十分に確認できると考えられる。

2.（認証基準 18 ページ） オフセット量と調達したクレジットとの対応付けが適切であること。

- 認証基準では、「オフセットに用いたクレジットとオフセット量が対応していること。クレジットと用途の対応関係が帳簿で管理され、その運用状況が調達記録の経理データ等と照合可能となっており運用方法が適切であることを証明でき

ること」が認証の判断基準とされている。

●カーボン・オフセットはがきの寄附金額の全ては排出権の取得・償却（無効化）（①排出権価額、②排出権の取得費用・排出権を国の償却口座（無効化口座）へ移転させるための費用等必要経費）のために活用される。

●また配分事業の評価として、実地監査を設けている。本監査は全団体を対象としており、本店で会計項目の確認を行った上で、支店の管理者が通帳、会計帳簿等の確認を行っている。また監査の結果に基づき、配分金の返還があることを法第7条4項に規定している。

●以上より、各団体への配分金額（オフセット量）と排出権取得・無効化のための費用等必要経費（クレジット量）が一致していることが確認できる。

3.（認証基準 18 ページ） クレジットの無効化の方法が適切であること

●認証基準では、「無効化の方法が適切であること。具体的には、活動実施後1年以内にクレジットが償却または取消されていること」が基準とされている。

●手続きはカーボン・オフセット年賀寄附金 配分申請要領において、無効化に関して下記のとおり定められている。

「申請団体には CO2 削減プロジェクトにより発行された排出権を取得し、平成22年度中に国の償却口座（無効化口座）に移転していただきます。

事業実施の際には、取得した排出権が政府保有口座への移転（ログ登録）されたことを証明する取引記録あるいは J-VER クレジットが無効化口座に移転されたことを証明する取引記録を事務局へ提出していただき、事業完了月の翌月末までに事業完了報告書を提出していただきます。」

●上記のとおり、他の寄附金事業との並びで、クレジットの無効化期限は平成23年3月末とされており、商品の提供開始後1年以内に無効化するのは不可能である。

しかしながら、実績を見ると採択された12団体のうち11団体は9月には無効化が完了しており、郵便事業株式会社も早期に無効化するよう働きかけている。

いずれにしても、郵便事業株式会社の定めた期限までにクレジットが適切に無効化されることは確実であると考えられる。

お年玉付き郵便葉書等に関する法律

第7条第3項

会社は、前項の規定により費用の額を控除した後の寄附金について、第五条第三項の規定により公表した同項第一号の寄附目的に係る団体で当該寄附金を配分すべきもの（以下「配分団体」という。）及び当該団体ごとの配分すべき額を決定するものとする。

第7条第4項

会社は、前項の規定による決定をするに当たっては、当該配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の用途の適正を確保するために当該配分団体が守らなければならない事項並びに配分金の交付、配分金の用途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項を定めるものとする。

お年玉付き郵便葉書等に関する法律施行令

第1条

郵便事業株式会社（以下「会社」という。）は、お年玉付郵便葉書等に関する法律（以下「法」という。）第七条第三項の規定による決定をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該寄附金の配分を受けようとする団体を公募しなければならない。

以上